○九州地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥栖市幸津町字上川原一四六番二から同市幸津町字上川原一七〇番一まで	前	一四・〇～二二・〇メートル	一五〇キロメートル
	後	一五・九～三三・三メートル	〇・一五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	鳥栖市幸津町字上川原一四六番二から同市幸津町字上川原一七〇番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年五月十日

国会事項

衆議院

質問書提出

五月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

一九九五年に大阪市東住吉区で起きた小六女児死亡火災事件に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

辞令

（庶務部長）衆議院参事　鹿村謙太郎

国際部長事務代理を免ずる

秘書課長事務取扱を免ずる（五月五日）

参議院

質問主意書提出

五月六日議員から次の質問主意書が提出された。

北朝鮮に残留する日本人に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一〇九号）

人事異動

内閣

○法務大臣臨時代理　塩崎　恭久

国務大臣

法務大臣岩城光英海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○文部科学大臣臨時代理　遠藤　利明

同

文部科学大臣馳浩海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理　石原　伸晃

同

経済産業大臣林幹雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣林幹雄海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる（以上五月三日）

国務大臣　島尻安伊子

内閣府特命担当大臣石破茂海外出張不在中内閣府特命担当大臣（地方創生担当）事務代理を命ずる

○法務大臣臨時代理解職　塩崎　恭久

同

法務大臣岩城光英帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上五月五日）

内閣府

女官　高橋　章子

願に依り本官を免ずる（四月三十日）

女官に任命する（五月一日）　小松　まり

外務省

（在アメリカ合衆国日本国大使館）特命全権公使　泉　裕泰

外務事務官（外務省研修所長）に採用する　一方井克哉

外務事務官（在スイス日本国大使館参事官）に採用する　松永　大介

スイス国駐箚特命全権大使を補佐しスイス国に在勤する期間公使の名称を与える

外務事務官（在エディンバラ日本国総領事館総領事）に採用する　秋山　信将

外務事務官（在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官）に採用する

（大臣官房情報通信課長）外務事務官　松永　一義

大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官に配置換する

（アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第二課地域調整官）

同　千葉　広久

在デンパサール日本国総領事館総領事に転任させる

（在ユジノサハリンスク日本国総領事館総領事）同　今村　朗

会計検査院に出向させる（以上四月一日）

（中華人民共和国駐箚）特命全権大使　木寺　昌人

フランス国駐箚を命ずる（四月五日）

特命全権大使　鶴岡　公二

英国駐箚を命ずる

同　植澤　利次

ケニア国駐箚を命ずる（以上四月七日）

（東京高等検察庁検事）検事　猪俣　尚人

外務事務官（大臣官房監察査察官）に併任する

査察使を命ずる（四月十一日）

特命全権大使　亀田　和明

ウガンダ国駐箚を命ずる

同　堀江　良一

ミクロネシア国駐箚を命ずる（以上四月十九日）

（在パキスタン日本国大使館一等書記官）外務事務官　磯村　利和

在カラチ日本国総領事館総領事に転任させる（四月二十四日）

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十八年五月十日　外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十八年六月十三日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　三留孝太郎

生年月日　昭和五十二年二月二十七日生

旅券申請上の住所　神奈川県中郡